

## 相談援助実習におけるパーソナライゼーションに関する一考察

### —イギリスの障がい学生支援から考える—

○ 首都大学東京大学院 塚本鶴樹（会員番号 7999）

キーワード：実習教育、障がい学生支援、パーソナライゼーション

#### 1. 研究目的

本研究では、社会福祉士養成課程の相談援助実習に障がいのある学生が参加する際の支援への手がかりとして、パーソナライゼーションに焦点を当て、イギリスの障がい学生支援のあり方について検討し、日本の相談援助実習へのインプリケーション提示を試みることを目的とする。研究課題は次の通りである。

- ①イギリスの障がい学生支援は、どのように行われているのか。
- ②イギリスのソーシャルワーク教育における、障がい学生の実習プログラムにおいて、パーソナライゼーションによる支援はどのように実現されるのか。
- ③イギリスでの実習教育で、日本の取り組みへのインプリケーションとして考えられることは何か。

#### 2. 研究の視点および方法

本研究は、イギリスでソーシャルワークを学ぶ障がい学生の実習参加とパーソナライゼーションに関する文献研究である。

まず始めに、イギリスの障がい学生支援について概観し、障がい学生のソーシャルワーク教育及び、実習参加についてパーソナライゼーションを念頭に検討する。対象とする文献は、学術論文、調査報告書、政府刊行物、大学が発行する実習マニュアル等であり、学術論文については、オンライン・データベースである EBSCOHost を用いて、検索を行なった後、適切な文献を抽出する。分析の視点としては、パーソナライゼーションの概念を利用し、イギリスの障がい学生支援、特にソーシャルワーク学生への支援について学生自身による選択、マネジメントがどのように実現されるのかを考察する。最後に、イギリスの経験から得られた知見をもとに、わが国の社会福祉士養成の相談援助実習への含意を提示したい。

#### 3. 倫理的配慮

本研究は、学術論文、実習マニュアル・報告書を用い、個人情報や調査等は使用せず、研究の遂行に当たっては「日本社会福祉学会研究倫理指針」の規定を遵守する。

#### 4. 研究結果

**課題①** イギリスにおける障がい学生支援は、1995 年障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act 1995 以下 DDA）と、そこでは包含されなかった教育面への対応としての 2001 年特別な教育的ニーズ・障害法（Special Educational Needs and Disability Act 2001 以下 SENDA）を基礎とする障がいによる差別の禁止に加え、障がい学生手当

(Disabled Students Allowance 以下 DSA) による経済的支援、さらに各大学に置かれる障がい学生支援機関が行なうサポートによって構成されている。

**課題②** イギリスでは、DDA/SENDA が教育における障がい者差別禁止を規定し、その中で合理的配慮についても示されており（イギリスでは、合理的調整 Reasonable Adjustment が用いられている）、教育機関はその規定に基づいて障がい学生支援を行なっている。また、DSA については、上限金額が決められているものの学生の所属コースや障がいによる個別のニーズをアセスメントして、修学に必要な機器や支援（ノートテイクやパーソナルアシスタント等）を利用することが可能となる。特徴としては、アセスメントによって必要とされた金額をダイレクトペイメントと同様に本人に支払うことも、現物を支給することも可能な点であること、大学内での使用に限らず、ソーシャルワーク学生にとっては、キャンパス外での実習等で必要となる機器や人的支援についても支出することが可能となることが挙げられる。イギリスにおける障がい者支援では、パーソナライゼーションと称される、障がい当事者による選択とマネジメントによって、ソーシャルサービスが提供されることが重視されてきている。これは、障がいのあるソーシャルワーク学生にとっては、障がい者差別禁止法制を基盤に各大学の障がい学生支援機関によるサポートと合理的配慮が行われ、さらに DSA によって障がい学生本人が実習を含めた修学上の支援を選択、マネジメントすることにつながり、実習を含めたソーシャルワーク教育が実現されると考えて良いであろう。

**課題③** わが国の障がい学生支援は各大学の裁量に任されており、費用負担の点でも補助金を得られたとしてもなお十分な金額ではなく、さらに在籍する学生のニーズに合わせたものでもない。学外での実習を行わなければならない社会福祉士養成課程の学生にとっては、なおさら学生個人のニーズに即した支援を受けての修学実現は難しいものになる。それを解決するための可能性の一つとして考えられるのは、パーソナライゼーションのアイデアを導入し、DSA のような障がい学生が修学上（実習も含めて）必要となる機器や支援をアセスメントし、その費用を学生個人に帰属させる仕組みを取り入れることであろう。そのことで、学生が修学上必要な機器購入や支援獲得をマネジメントすることが可能となり、大学による合理的配慮の実現もしやすくなり、同時に大学の費用負担を減少させることも可能となるように考えられる。

## 5. 考察

この研究では、イギリスにおけるソーシャルワーク専攻を含む障がい学生支援は、障がい者差別禁止法制を基盤にして、同国のソーシャルケアで主流となっているパーソナライゼーションにより実現されていることが明らかになった。また、日本へのインプリケーションも行なった。

本研究は、実習教育とパーソナライゼーションに焦点化したものであるが、パーソナライゼーション自体、理論構築は途上にあるため、この点を進化させる必要がある。同時に、合理的配慮を含めて、さらなる障がい学生支援に係る研究が必要となろう。